

2022年5月17日
日本郵便株式会社

別納郵便物の支払方法の変更

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、料金別納^{（注1）}とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の支払方法の変更について、総務大臣および国土交通大臣から内国郵便約款の変更の認可を受けましたので、お知らせします。

また、これに伴い、郵便切手でお支払いいただく場合の提出方法などについても変更します。ご利用の皆さまには、ご理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

1 概要

(1) 料金割引郵便物^{（注2）}以外の基本料金を適用する別納郵便物については、現金等^{（注3）}および郵便切手によるお支払いが可能です。1回の差出しが100万円を超える場合は、現金等によるお支払いに限らせていただきます。

1回当たりの別納料金の額（※）	変更前の支払方法	変更後の支払方法
100万円超	<ul style="list-style-type: none"> 郵便切手 現金等 	（郵便切手による支払不可） <ul style="list-style-type: none"> 現金等
100万円以下	<ul style="list-style-type: none"> 郵便切手 現金等 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便切手 現金等

(2) 別納郵便物の料金を郵便切手でお支払いいただく際には、同一の金額ごとにまとめるなど、その提出方法を郵便局が指定させていただく場合があります。

(3) これらの取り扱いは、荷物（郵便物と荷物を同時に差し出される場合は、その合計額）についても同様です。

2 実施日

2022年10月1日（土）

【注釈】

（注1）料金別納の詳細については、こちらをご参照ください。

https://www.post.japanpost.jp/send/fee/how_to_pay/separate_pay/index.html

（注2）料金割引郵便物とは、次のとおりです。

区別	郵便物
内国郵便	<ul style="list-style-type: none"> 郵便区内特別郵便物および配達地域指定郵便物 広告郵便物 区分郵便物 バーコード付郵便物 一般書留料の割引、簡易書留料の割引、特定記録郵便料の割引および第三種郵便物の料金の割引が適用される郵便物
国際郵便	<ul style="list-style-type: none"> 通常郵便物の割引、小包郵便物の割引、EMS郵便物の割引および書留料の割引が適用される郵便物 航空優先大量郵便物および航空非優先大量郵便物 ※ 書留料の割引が適用される郵便物には、国際eパケットを含みます。

(注 3) 現金および当社が定める有価証券のほか、郵便料金計器の証紙、クレジットカードなどを含まず。

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

0120-23-28-86 (フリーダイヤル)

携帯電話から 0570-046-666 (有料)

<受付時間 平日 8:00~21:00

土・日・休日 9:00~21:00>

※おかけ間違いのないようご注意ください。